

2024 年日本政府年次報告
「商業及び事務所における衛生に関する条約（第 120 号）」
(2015 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日)

1. 質問（a）について

〔第 13 条〕

常時10人以下の作業場は男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所を設けることで足りる（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第628条の2、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）第17条の2）とされた。

2. 質問（b）について

（1）2015年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

（i）実際の適用状況

労働災害発生状況について、厚生労働省 HP（以下 URL）において掲載しており、2023 年の新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死者者数は、755 人であり、前年に比べ 194 人減少した。また、休業 4 日以上の死傷者数は、135,371 人であり、前年に比べ 3,016 人増加した。

厚生労働省 労働災害発生状況：

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei11/rousai-hassei/

職場における業務上疾病の発生状況についても、厚生労働省 HP（以下 URL）において掲載しており、2022 年の業務上疾病者数は新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除き、9,506 人であり、前年に比べて、767 人増加した。

厚生労働省 業務疾病発生状況等調査（2022 年）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34778.html

3. 質問（c）について

2024年3月31日現在、労働基準監督署の数は321署及び4支署、労働基準監督官の数は3,112名となっている。

労働基準監督官がその権限に基づいて行った臨検監督において労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条、第22条及び第23条に関する違反が認められた場合には、是正勧告を行い、法違反を是正させている。また、重大・悪質な事案に対しては特別司法警察職員として犯罪捜査を行い、送致している。

4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。